

ワッペン着用の大量不当処分弾劾

国鉄「分割・民営化」阻止！三里塚二期着工粉碎！

怒りも新たに、11月第一波ストへ

国鉄当局は九月十一日、ワッペン着用闘争史上初めての大量不当処分を発表した。これはワッペン着用と氏名札の着用拒否を理由として全国で約五万九千人に上る不当処分を行うというものであり、これを受けた千葉鉄当局は九月十七日、勤労千葉約三百名、国労約千五百名、全動労三名の約千八百名に対し、不当処分通告等を強行してきた。

八七年四月「分割・民営化」へ向け、労働者にとことん屈服をせまる見せしめ的大量不当処分を断じて許すわけにはいかない。職場・生産点の怒りを総結集し、断固不当処分粉碎の闘いに決起しよう。

「総屈服」を狙ったの見せしめ処分

七月二十六日の監理委答申以降、国鉄当局は、労働組合破壊—マル生的職場支配の貫徹に向けた攻撃を激化させている。

第八次職場総点検と称する職場規律攻撃、一分でも列車を遅らせたら乗務停止などと運転保安をまったく無視した極限的労働強化へとかりたてようとする許しがたい不当処分攻撃、活動家へのパージ攻撃、動労「本部」革マルのタレコミ・デッチ上げを利用した不当処分、そして今回の氏名札・ワッペン着用にたいするメチャクチャな不当処分等、まさにやりたい放題の攻撃をかけてきている。

組合員の意識性と団結力を示すワッペンの着用をやめさせ、職員意識高揚のための名札の強要をせまる今回のワッペン・名札を焦点とした処分もまさにこうした攻撃の重大な環としてあるといえる。

断じて屈せず——国鉄労働者魂！

しかし、六万人にも及ぶ処分という事態は逆に、これまで七次にもわたる職場総点検なる攻撃を行っても、なお六万人という膨大な数の労働者を処分せざるをえないという当局の攻撃の無力性を自己暴露したものと見える。労働者が規律や処分では決して屈しないことに対する、アセリにかられた、それゆえに凶暴な見せしめの処分を断じて許してはならない。

デタラメな処分——焦っているのは当局だ

アセリにかられた処分であるがゆえに、内容はまるでデタラメ極まりないものである。

当局は「昭和六十年四月一日から同年八月三十一日までの間において、勤務中、管理者の注意・指導にもかかわらずワッペンを着用したことは職員として不都合な行為であり、遺憾である」との内容の通告で不当処分をかけてきた。

ふざけるな!! 不都合とは具体的にどういふことか。都合の良し悪しがいつから処分の理由となったのか。政府や当局の都合で職場を奪い、十万人の首切りをやるうなど断じて許せない。

処分の根拠として「注意指導したにもかかわらず」と言う。では今回不当処分を出した全員に指導したと言うのか。逆に何んの指導も注意もなしに処分が出された人の処分理由はいったい何んなのか。

当然にも動労千葉千百名が強固な団結力のもとに全員ワッペン着用を貫徹していたにもかかわらず三百名のみを選別的に不当処分した根拠は何か。まさに矛盾にみちみちた全くデタラメな不当処分である。

怒りを倍加させ、全員火の玉となって十一月第一波ストへばく進しよう!

われわれは、今回の理不尽極まりない大量不当処分に対し、腹の底からの怒りをおさえることができない。

職場抵抗闘争を圧殺し、処分をもって屈服をはかるばかりか、処分を選別的に行うことで団結を破壊せんとする攻撃に絶対屈することはできない。

当局は答申にもとづき、八七年四月までに新たに十万人の過員を生みだし、当局の意のままに労働者の選別を行おうとしている。しかも、処分をふり分けの根拠に使おうとしている。こんな組織破壊攻撃を絶対に許してはならない。ただちに反撃の闘いに決起しよう。

- ① 当局に対する抗議行動を直ちに組織しよう。
- ② 処分事由は何月何日何時何分、誰が、いつ、どこで現認・注意・指導したのか、を明らかにさせよう。
- ③ 不当処分通告書の受けとりを断固拒否しよう。
- ④ 不当処分を断固はねのけ、「分割・民営化」阻止十一月第一波ストライキ決起へ強固な体制をつくり上げよう。

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ!